

環太平洋パートナーシップ協定の概要（暫定版）
（現地時間2015年10月5日発表）（仮訳）
関係部分抜粋

18. 知的財産（IP）

TPP協定の知的財産章は、特許、商標、著作権、意匠、地理的表示、営業上の秘密その他の形式の知的財産及び知的財産権の行使並びに締約国が協力することを合意する分野を対象とする。知的財産章は企業が新しい市場において知的財産権を調査、登録及び保護することを容易にするものであり、これは特に中小企業にとって重要である。

著作権について、本章は、歌唱、映画、書籍、ソフトウェア等の著作物、実演及びレコードに対する保護を求める約束を定めた。これらの約束には、技術的な保護手段及び権利管理情報に関する効果的で均衡のとれた規定が含まれる。これらの約束を補完するために、本章は、特に、正当な目的による例外及び制限（デジタル環境におけるもの含む。）を通して、締約国が、著作権制度における均衡を継続して達成するよう努める義務を含む。本章は、締約国にインターネット・サービス・プロバイダに関する著作権に係る免責措置の枠組みを創設し又は維持することを求める。これらの義務は、締約国に対して、インターネット・サービス・プロバイダがそのシステムにおいて侵害行為を監視することを、その免責措置の条件とすることを許容するものではない。

最後に、TPP協定の締約国は、例えば、民事上の手続、暫定措置、国境措置並びに商業的規模による商標の不正使用及び著作物又は関連する権利を侵害する複製に対する刑事上の手続及び刑罰を含む強力な権利行使の制度を定めることを合意する。特に、TPP協定の締約国は、営業上の秘密の横領を防止するための法的手段を定め、営業上の秘密の盗取（サイバー窃盗の方法によるものを含む。）及び映画盗撮に対する刑事上の手続及び罰則を規定する。